

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備工事編）

I 目的

本要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

II 対象工事

松江市が発注する屋外で実施する農業農村整備工事とする。ただし、以下の工事は対象外とする。

- （１）施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事を除く）
- （２）建築工事
- （３）実施が困難または効果が期待できないと想定される工事

III 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携（以下「現場環境改善等」という。）に関するものを対象とする。

IV 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とするが、適用に当たっては以下の項目に留意すること。

- （１）現場状況を勘案し、発注者により現場環境改善等の取り組みの効果が期待できないと判断された工事については、対象外とすることができる。
- （２）「熱中症対策・避寒対策」の取り組みについては受発注者協議の上、適用することができる。

V 積算方法

1. 基本的な考え方

- （１）現場環境改善費の積算は「建設工事積算基準 第13編（総則）第1章（土木請負工事における現場環境改善費の積算）」による。
- （２）現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容を特記仕様書に明示すること。ただし、熱中症対策・避寒対策に関する費用は当初設計には含めず、変更設計により計上する。
- （３）計上する費用は、熱中症対策・避寒対策に関する費用を除き、現場環境改善費率計上による金額を基本とし、率計上されるものは、原則として計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施することを基本とした費用を見込むものである。また、4つの内容の選択にあたっては地域の

状況・工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

- (4) 熱中症対策・避寒対策に関する費用については、率の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上をおこなうものとする。その費用は「物価資料」又は「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、現場環境改善費の熱中症対策は現場の施設や設備に対するものであり、現場管理費の補正にて計上される作業員個人の熱中症対策の費用と重複がないこと、及び対策の妥当性を確認すること。
- (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。
- (6) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代・燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。

2. 率計上として実施する内容が4つ未満の場合

受注者の申し出により次のとおりとする。

- (1) 4つ実施するには率計上による現場環境改善費では不足する場合は率分で計上される金額相当を実施し、設計変更は行わない。
- (2) 実施する内容が4つ未満で、率分で計上される金額に満たない場合は、率計上分を減じ、「物価資料」や「見積り」などを参考に適切に積上げ計上すること。

3. 積上げ計上する場合の留意事項

- (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (3) 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

VI 現場環境改善等計画書の提出について

現場環境改善等に係わるすべての工事について、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出させるとともに、工事完了後において、その実績を写真にて提出させること。

VII 工事成績評定の取り扱いについて

現場環境改善として実施した内容については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

VIII 現場環境改善費の実施事例

取り組み内容の選定にあたっては、本事例にとられることなく、工事規模や地域の状況

に応じた内容を選定すること。

【率計上分】

【現場環境改善（仮設関係）】

- ・周囲の視認性向上のため、センサー式ライトを設置した。
- ・現場事務所付近に緑化プランターを設置した。
- ・斜路通行用にステップ階段を設置した。

【現場環境改善（営繕関係）】

- ・現場事務所に冷蔵庫、製氷機及び自販機を設置した。
- ・作業員の作業環境改善のため、木製テーブルや椅子を用いた屋外休憩所を設置した。
- ・現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。

【現場環境改善（安全関係）】

- ・写真や地元キャラクターのデザインを用いた工事用看板を設置した。
- ・新規入場者の顔写真入りの標示板を設置した。
- ・盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置をした。
- ・工事現場付近が携帯電話の圏外地域のため、通信手段として衛星電話を確保した。
- ・現場事務所にクマスプレーを配置した。
- ・スズメバチ等（害虫）の巣の撤去をした。

【地域連携】

- ・化粧パネルやデザインを入れた仮囲いやガードフェンスを現場に設置した。
- ・小学校付近の通学路において、バリケードや現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。
- ・事業計画概要や計画図を作成し、事業の必要性や竣工後の様子を広報し住民理解度の向上に努めた。
- ・作業場所周辺の環境整備として、横断歩道や歩道の清掃活動を定期的に行った。
- ・工事地域における関係農家、周辺住民との調整（地元説明会、農家の立会確認、農家との現場打合せ等）を行った。
- ・現場事務所付近に手作りの柵や壁掛け用の鉢を設け、周辺住民や作業員が親しみやすいようにした。
- ・人工芝やカラーフェンスを使用して仮歩道を設置した。

【積上げ計上分】

【現場環境改善（安全関係）】

- ・熱中症対策として、日よけテントやミストファンを設置した。
- ・避寒対策として、使い捨てカイロの常備・配布を行った。

Ⅸ その他

工期設定に際しては、現場環境改善等の準備に必要な期間を考慮すること。

附則

(施行期日)

本要領は、令和８年８月１日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に入札公告または指名通知する案件から適用する。